

令和4年度 春休み特別学童クラブについて

1 目的

春休み中の留守家庭児童の保護及び健全育成を図るため、特別学童クラブの開設を予定しています。
(申込者がおおむね10名とまらない場合は開設しません。)

2 開設場所、期間

土・日・祝日は除きます。

6年生は、4月1日以降の利用は出来ません。新1年生は、4月1日以降から利用可能です。

開 設 予 定 日	開 設 予 定 学 童 ク ラ ブ
3月16日(木)～4月5日(水)	伊那東小、伊那北小、新山小、美篤小、 手良小、西箕輪小、高遠小、高遠北小
3月17日(金)～4月5日(水)	伊那小、伊那西小、東春近小、西春近北小、 西春近南小、長谷小

3 開設時間

午前7時45分～午後6時(迎え:午後6時30分 厳守)

送迎は、保護者の責任で行ってください。お子様のためにも、開所時間前に児童のみ置いていくことは、絶対にしないでください。

4 対象児童

春休み中、家族等が就労等で不在のため、適切な保護を受けられない児童

5 使用料

・春休みのみ利用希望児童

基本額3,000円(1人当たり)(2人目以降減免あり)と、申込日数×300円の合計額

・通常学童クラブへ入所している児童

通常の基本額と、申込日数×300円の合計額

※口座振替の登録をされてない方はお手続きをお願いします。口座振替が原則となっております。

6 持ち物

昼食・水筒・おやつ(100円程度のもの)・上履き・帽子・防寒具・健康チェックカード等

7 申込期限 ※締切り日以降は受付できませんので、ご注意ください。

・新山・高遠北・長谷・富県小学校 1月31日(火) 厳守

(富県小学校は特別学童クラブを開設しませんが、人数把握のため照会します。)

・上記4校以外の学校 2月3日(金) 厳守

8 提出先

学童クラブ又は市役所生涯学習課

(裏面へ)

9 提出書類

全ての書類が揃ってから受付けとなります。書類が不足している場合は受付できませんのでご注意ください。(※口座振替の登録をされていない方は、口座振替申込書をご提出ください。)

●今年度、学童クラブを一度も利用したことがない場合

- ① 令和4年度春休み特別学童クラブ利用申込書 (世帯で1枚)
- ② 伊那市学童クラブ入所申請書 (児童1人に1枚。児童連名不可。)
- ③ 就労等証明書 (父母各1枚)
- ④ 自営業を確認できる書類の写し (自営業の方のみ。直近の確定申告書等の写し。)
- ⑤ 祖父母等が保育できない申立書 (世帯に1枚。市内在住の75歳以下の祖父母がいる世帯のみ。)
- ⑥ 減免申請書 (子育て支援課で母子・父子家庭の認定を受けている、又は学校教育課で準要保護家庭の認定を受けている世帯のみ。)

●今年度、学童クラブを利用したことのある場合 (例 通所中、夏・冬休み利用、年度中に退所)

- ① 令和4年度春休み特別学童クラブ利用申込書 (世帯で1枚)

※伊那市ホームページ・生涯学習課・各学童クラブに書類があります。

10 その他

- ・特別学童クラブは、申込者数により開設を決定します。

通常学童は5名で開設としましたが、特別学童はスタッフの手配が困難である等、検討が必要なため、現段階では開設を確約できません。ご了承ください。

春休み特別学童クラブを開設しない場合は、改めてお知らせします。

過去に、利用希望は多かったが、開設後の利用者が少なかったという事例がありました。学童クラブ使用料も考慮していただき、確実に利用される場合のみ、お申し込みください。

- ・春休みのみの利用希望者は、利用決定後は使用料の基本額が発生します。感染症等の理由で、結果的に全日お休みされた場合でも、使用料(基本額)は発生します。

春休み特別学童の全てのご利用をキャンセルする場合は、必ず2月10日(金)までに生涯学習課へ取り下げ書の提出をお願いします。

- ・申込日に欠席する場合は、前開設日(土日をはさむ場合は金曜日)の午後6時までに、必ず学童クラブにご連絡をお願いします。支援員が不在の場合は、留守番電話にメッセージの登録をお願いします。期限までに連絡がない場合は、使用料(1日300円)が発生します。(連絡先は市役所ではありません。市役所日直にご連絡いただいても、使用料は発生します。)

- ・欠席の連絡がない場合、出欠確認等により学童クラブの運営に支障を来すため、今後のご利用を相談させていただくことがあります。

- ・使用料等の未納がある場合は、入所を許可できません。

- ・初めて利用する児童は、学童クラブの見学が必要です。学童クラブへ予約してください。

通常学童クラブと異なるクラブへ初めて行く場合も、見学が必要です。

- ・学童クラブは集団生活の場であるため、支援員の指示を聞けない等、集団生活のルールが守れない児童は、受け入れができない場合があります。

担 当 生涯学習課青少年係

久保田 浩二・岡地 陽子

電 話 0265-78-4111 内線2722・2723

FAX 0265-78-4142